

○個人情報保護委員会規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月十五日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報情報を提供することができる場合）

第二条 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

一 法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この項において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること。

二 「略」

〔2〕4 略

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報情報を提供することができる場合）

第二条 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

一 法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この項において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

二 「同上」

〔2〕4 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。